



緊急事態宣言発出中

生活に必要な場合を除き

徹底した外出自粛を お願いいたします!

■テレワーク・時差出勤にご協力をお願いします ■会食はランチも含めて、今は我慢してください

生活にお困りの県民の皆さまへ

休業、無給、減給などによる生活資金の不足、納税などでお困りの皆さまへ、さまざまな制度をご用意しておりますのでぜひご活用ください。

給付金	低所得のひとり親世帯	低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金	一世帯当たり 5万円 収入の少ないひとり親一世帯に対し、 5万円(第2子以降3万円) を支給	各市町村またはひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター ☎0120-400-903
	休業期間中の賃金の未払い	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業前賃金の 80% 1日当たり支給額 上限11,000円 休業した中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けられなかった方に対し休業支援金を支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
	業務や通勤などで発症	労災保険の休業補償	平均賃金の 80%補償 業務または通勤などで新型コロナウイルス感染症を発症したと認められる場合に対象	各労働基準監督署
	感染・感染の疑いで無給や減給	国民健康保険の傷病手当の支給	新型コロナウイルスに感染したり感染の疑いで無給や減給になった場合に受けとれる場合あり	各市町村
	家賃が払えない	住居確保給付金の支給	収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額(上限あり)を支給 ▷対象: 離職・廃業後2年以内 / 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・都合によらずに減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人	市在住: 各市の自立相談支援機関 町村在住: 県の自立相談支援機関
貸付	休業・失業等で生活資金に不安	緊急小口資金 一時的な資金が必要な方 (主に休業された方等向け)	最大 20万円 ▷据置期間: 貸付日から1年以内(令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付は、令和4年3月末まで延長) ▷返済期間: 2年以内	各市区町村社会福祉協議会(県社会福祉協議会 ☎参照)
		総合支援資金(生活支援費) 生活の立て直しが必要な方 (主に失業された方等向け)	単身世帯 月15万円以内 複数世帯 月20万円以内 ▷据置期間: 貸付日から1年以内(令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付は、令和4年3月末まで延長) ▷返済期間: 10年以内	個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎0120-46-1999
猶予	納税が今は厳しい	県税の納税の猶予	収入の減少など県税を納付できない事情のある方については納税を猶予する制度あり	各県税事務所
	国民年金保険料等が払えない	国民年金保険料免除・納付の猶予	失業、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている方など一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方が適用される場合あり	各市町村
	水道料金等の支払いが厳しい	上下水道料金の支払い猶予	上下水道料金の支払いが困難になった方を対象に支払いを猶予	各水道局



事業活動に影響を受けている事業者の皆さまへ

事業継続、雇用関係、納税、保険料の納付などでお困りの皆さまへ、さまざまな制度をご用意しておりますのでぜひご活用ください。

給付金・助成金	売上が前年比半減	持続化給付金※	売上が前年同月比50%以上減少した事業者に給付金を支給 ▷法人：上限200万円 ▷個人事業主：上限100万円	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-279-292 ☎03-6832-6631
	賃金が払えない	雇用調整助成金	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部を助成	神奈川労働局 神奈川助成金センター ☎045-277-8815 雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
	家賃が払えない	家賃支援給付金※	5月から12月の売上が、1カ月で50%以上減少した者、または連続する3カ月で30%以上減少した者に給付金を支給 ▷法人：最大600万円 ▷個人事業主：最大300万円	家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930
	テレワークを導入したい	テレワーク導入促進事業費補助金	テレワーク導入に係る経費（パソコン等端末・ソフトウェアの購入費、コンサルティングや就業規則の整備に係る費用など）を補助 ▷補助上限額：40万円	県テレワーク導入促進事業費補助金事務局 ☎03-6630-5301
	子の世話で従業員が休業	小学校休業等対応助成金	臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話が必要となった従業員に対し、特別休暇（年次有給休暇でない有給休暇）を取得させた事業主に対して助成金を支給 1日当たり上限8,330円 令和2年4月1日以降は1日当たり上限15,000円	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999
	子の世話で自分が休業	小学校休業等対応支援金	臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話が必要となり休業をした個人事業主又はフリーランスに対し支給 1日当たり4,100円(定額) 令和2年4月1日以降は1日当たり7,500円(定額)	
融資・貸付	資金繰りのため融資を受けたい	神奈川県中小企業制度融資	民間金融機関を通じた資金繰り支援としての、「神奈川県新型コロナウイルス感染症対応資金」（当初3年間実質無利子）	最寄りの民間金融機関または神奈川県信用保証協会 ☎045-681-7178 他
		日本政策金融公庫の融資	「新型コロナウイルス感染症特別貸付」（当初3年間実質無利子）	日本政策金融公庫各支店（日本政策金融公庫 ㊦参照）
		商工中金の危機対応融資	「新型コロナウイルス感染症特別貸付」（当初3年間実質無利子）	商工中金各支店（商工中金 ㊦参照）
		個人向け緊急小口資金等の特例	新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に生活資金が必要な個人事業主やフリーランスの方へ貸付	各市区町村社会福祉協議会（県社会福祉協議会 ㊦参照） 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎0120-46-1999
猶予	納税が今は厳しい	納税の猶予	収入の減少など国税・県税を納付できない事情のある方については納税を猶予する制度あり	国税：各税務署 県税：各県税事務所
	社会保険料等が払えない	厚生年金保険料等の納付猶予	厚生年金保険料等の納付を猶予	各年金事務所
	水道料金等の支払いが厳しい	上下水道料金の支払い猶予	上下水道料金の支払いを猶予	各水道局
相談	経営や資金繰り等の悩み	経営相談	経営や資金繰りでお困りの方に、アドバイスや支援策をご案内	新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 他（公財）神奈川産業振興センター ☎045-633-5201 各商工会・商工会議所
	雇用や賃金等	労働相談	解雇や退職、賃金、労働時間など、働く方や事業主からのご相談を受付	神奈川労働局総合労働相談コーナー ☎045-211-7358 かながわ労働センター ☎045-662-6110 他

※特段の事情がある場合に、申出期限を1月31日まで、書類の提出期限を2月15日まで延長しています

県内全ての飲食店等の皆さまへ

令和3年1月12日～2月7日の間

5時～20時までの時間短縮営業にご協力をお願いします（酒類の提供は11時から19時まで）

20時以降は、ネオン消灯にご協力をお願いします

M 適切なマスク着用
A アルコール等で消毒
S アクリル板等でしゃへい
K 距離と換気、加えて冬は加湿
の徹底をお願いします

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）について

1月12日から2月7日まで、夜間営業時間の短縮（時短営業）にご協力いただいた事業者の皆さまに対して協力金を交付いたします。

申請の受付は時短営業要請期間終了（2月7日）後に開始します。具体的な受付時期・申請方法については県 ㊦ で追ってお知らせします。

- ▷ 対象地域：県内全域
- ▷ 対象店舗：原則として食品衛生法に基づく飲食店営業または喫茶店営業の許可を受けた店舗
※いわゆる飲食店のほか、飲食店営業の許可を受けている遊興施設等も含まれます
※酒類の提供要件はありません ※通常の営業の時間が5時から20時までの店舗は対象外です
※一部対象外の店舗もありますので、詳細は県 ㊦ でご確認ください
- ▷ 要請内容：5時から20時までの時間短縮営業（酒類の提供は11時～19時）
- ▷ 交付額：1店舗あたり最大162万円
時短営業の開始が遅れた場合、「時短営業した日数×6万円」を交付します。その場合、時短営業を開始した日から令和3年2月7日まで連続して時短営業することが必要です。

注：掲載した内容については追加・変更する可能性があります。

詳しくはこちら



【上記記事に関する問合せ】協力金については協力金（第5弾）コールセンター ☎（0570）055200